

議案第79号

すみだボランティアセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだボランティアセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、すみだボランティアセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだボランティアセンター	東京都墨田区東向島二丁目17番 14号 社会福祉法人墨田区社会福祉協 議会 会長 西原 文隆	平成28年4月1日から 平成33年3月31日ま で

（提案理由）

すみだボランティアセンターの指定管理者を指定する必要がある。